

平成 18 年 10 月 23 日

企業会計基準委員会 御中

日興シティグループ証券株式会社

**「払込資本を増加させる可能性のある部分
を含む複合金融商品に関する会計処理（案）」に対するコメント**

企業会計基準適用指針公開草案第 19 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理（案）」（以下、「公開草案」）について以下のようにコメントさせていただきます。よろしくお取扱い下さいますようお願い申し上げます。

1. 転換社債型新株予約権付社債の処理について

- (1) 転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使に伴い単元未満株式のみなし買取請求による金銭交付及び一株未満の端数に関する金銭交付をした場合の発行者及び社債権者の会計処理についても設例等による記述をしていただきたい。
- (2) 第 22 項の「権利を行使したときには株式に振り替える」の意味が不明確であり、「権利を行使した場合には、そのときの帳簿価額をもって発行者の株式に振り替える」とした方が正確な記述になると思われる。

2. 取得条項付の転換社債型新株予約権付社債の処理について

- (1) 「取得と同時に消却することが募集要項に照らして明らかであり、かつ、取得と同時に消却が行われた場合」において、発行者及び社債権者が損益を認識すべきかどうかについての判断基準が不明確である。公開草案の記述からは、新株予約権行使することと経済的実質が同一である場合のみ帳簿価額による振替が可能であり、それ以外の場合については全て時価又は現金決済額をベースとして取得の取引を認識すべきであるとの考え方を採用していることが伺えるが、そのような趣旨でのよいのか確認されたい。
- (2) 「取得と同時に消却することが募集要項に照らして明らかであり、かつ、取得と同時に消却が行われた場合」における次の①及び②のような場合に関しての処理が言及されていないか、あるいは不明確な記述となっている。既に会社法施行後において、②の場合に該当する実例が現れており、実務上の混乱を招かないように、これらの場合の処理について明確な指針を示していただきたい。

- ① 自社の株式の市場価格が転換価格を上回ることを条件とした取得条項に基づく場合（以下、「上回る場合」）において、現金及び自社株式の組合

せにより取得対価の交付が行なわれた場合の発行者及び社債権者における処理

- ② 自社の株式の市場価格が取得の条件とされていない場合において、現金、自社株式、又は現金及び自社株式の組合せによる取得対価の交付が行なわれた場合の発行者及び社債権者における処理

なお、「上回る」場合と「下回る」（第48項）場合に区分してしまうと、市場価格が転換価格と同額の場合が除外されてしまうので文言の修正をしたほうがよいのではないかと考える。

（参考：取得条項付の転換社債型新株予約権付社債の記述に関する当社の認識）

- 第26項は上回る場合のみを想定して、発行者の会計処理が示されているが、その結論の背景に該当する第49項の第2パラグラフは、あたかも発行者の株式を対価とした取得全般についての発行者の処理が述べられているように思われる。
 - 第27項は上回る場合のみを想定して、社債権者の会計処理が示されているが、その結論の背景に該当する第50項第2パラグラフは、あたかも発行者の株式を対価とした取得全般についての社債権者の処理が述べられているように思われる。
 - 上回る場合以外については、第48項で社債金額に基づく金額相当の現金を対価として取得する場合のみについて言及されている。
- (3) 第26項において、「自己社債の取得に準じて処理」との記載があるが、自己社債の処理について現行の会計基準等では言及されておらず、その会計慣行も確立されたものとは言い難いことから、第48項の解説を加えてもなおその意味は十分に明確であると言えない。例えば、「自己社債の取得は有価証券の取得として時価で認識し、その後の処理についても発行者の保有目的に応じた有価証券の区分に基づく処理に従うものとする。なお、当該自己社債を消却した場合には、当該自己社債の消却時の帳簿価額と対応する社債の消却時の帳簿価額との差額を損益として認識する。」というような具体的な記述をお願いしたい。

以上